

第 343 回(平成 31 年 2 月)定例会  
**会派提案意見書案等に対する態度**

【会派名：自由民主党】

番号	件名	提出 会派	態度	理由
意 1	小児用筋電義手の普及に向けた対策を求める意見書	自	—	—
意 2	適正な外国人材受入体制の確保を求める意見書	自	—	—
意 3	UR（都市再生機構）賃貸住宅ストックの活用を求める意見書	公	○	原案どおり賛成
意 4	妊婦が安心できる医療提供体制の充実を求める意見書	公	△	次のとおり修文すべき ・少子化対策の推進のため、妊婦加算の自己負担相当分を国が負担することを求める表現に修文（配布資料参照）
意 5	拡大治験制度の抜本的な見直しを求める意見書	民	△	次のとおり修文すべき ・制度利用が進まない原因に対応した対策を求める表現に修文（配布資料参照）
意 6	放課後児童クラブの充実を求める意見書	維	△	次のとおり修文すべき ・意味合いの重複する文言を統合・整理 ・正確な数字を用いた修正 ・国庫負担割合の引上げの要望事項を削除（配布資料参照）
意 7	外国人等による土地の取得及び利用を制限するための早急な法整備を求める意見書	維	△	次のとおり修文すべき ・GATS加盟国の協議の必要性に焦点を当てた表現に修文
意 8	教職員の長時間労働是正のための施策を求める意見書	共	×	教職員の働き方は、その職務と勤務態様の特殊性に基づき、立法や条例化がなされていることもあり、働き方改革を含め総合的に検討すべき問題であることから賛同できない。
意 9	インフルエンザワクチン接種無償化とワクチン安定供給体制の充実を求める意見書	共	△	次のとおり修文すべき ・自発的な感染防止策の必要性を踏まえた修正（配布資料参照）
意 10	我が国の領土・領海及び海洋資源を守る体制整備を求める意見書	座長	○	原案どおり賛成。

(備考) 「態度」欄 ○:概ね原案どおり賛成 △:修文のうえ賛成 ×:当該案に反対 —:自会派提案  
 ※ △で修文を求める場合は、修文の具体的な文案を書面でお示し願います。

(公明党・県民会議)

意見書案 第 号

妊婦が安心できる医療提供体制の充実を求める意見書

妊婦は診断が難しい疾患や合併症に見舞われる頻度が高く、胎児の発育に悪影響を与える医薬品もあり、診療には特別な注意が必要とされる。中には、妊婦の外来診療について積極的でない医療機関が存在していたことから、妊娠の継続や胎児に配慮した適切な診療を評価するため、平成 30 年度診療報酬改定において妊婦加算が新設された。

しかし、妊婦加算について、関係者に十分な説明がないまま患者側のみならず医療機関側にも周知と理解が不十分なまま実施されたことや、投薬を伴わないコンタクトレンズの処方に加算するなど、運用上の問題が指摘されている。加えて、妊婦が安心して外来診療を受けられる体制が整備されないまま、妊婦であるというだけで一律に加算されることについては、少子化対策の観点からも問題がある。

こうした指摘を受け、厚生労働省では昨年 12 月に平成 31 年 1 月 1 日からの妊婦加算の凍結を告示するとともに、改めて、中央社会保険医療協議会で、妊婦が安心できる医療提供体制の充実や健康管理の推進を含めた総合的な支援を議論することとした。

よって、国におかれては、妊婦が安心して医療を受けられる体制の構築のため、下記事項に取り組みられるよう強く要望する。

記

- 1 医療現場において、妊婦が安心して外来診療を受けられるよう、特有の合併症や疾患、投薬の注意などについて、医師の教育や研修の体制を整備すること。
- 2 保健や予防の観点を含め、妊婦自身が、特有の合併症や疾患、投薬の注意などについて、予め知識を得ることができるようにすること。
- 3 妊婦加算の見直しに当たっては、厳格なルールのもと、妊婦が加算分を自己負担することの影響にも十分配慮しつつ、開かれた国民的議論を行うこととする加算分相当分を国が負担する制度とすること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

(ひょうご県民連合)

意見書案 第 号

拡大治験制度の抜本的な見直し利用促進に向けた対策を求める意見書

2016 年 1 月に人道的見地から実施される治験である拡大治験制度が開始された。通常の治験は、年齢や検査数値、既往症歴などの参加基準に満たないため参加できない患者も多い。拡大治験は、生命に重大な影響がある疾患の患者の救済を目的に、既存の治療法で有効なものがない場合、未承認薬等の利用を認める制度であり、欧米ではエクспанデッドアクセスプログラム (Expanded Access Program) あるいはコンパッションエートユース (Compassionate use) と呼ばれ、10 年以上前から実施されてきたものである。

~~「もう打つ手が無い。」と医師から告知された患者にとっては最後の、命の希望となる制度である。~~

しかし、我が国での利用はほとんど進んでいない。治験全体では毎年数百件の規模で実施されているのに対して、拡大治験は数件程度が実施されているに過ぎない。

それは、医師等医療関係者ですら拡大治験の認識度が 2 割程度に留まっていることや、拡大治験の手続きが実施計画の作成から治験審査委員会の承認など、利用までに長期間を要することから病院側の負担も重いことなどが原因となっている。

患者の安全性確保を重視することはもちろんのことであるが、~~拡大治験に参加できない、間に合わない、制度が広まらないのであれば本末転倒である。~~  
~~生命の危険に瀕している必要な患者へ、より早く、より多くの方に、より多くの治療法を届けるために、国は拡大治験制度の抜本的な見直しを図る~~ 下記事項に取り組みされるよう強く要望する。

記

- 1 拡大治験の利用促進に向けて、~~抜本的な制度設計の見直し~~医師等医療関係者の周知を図ること。
- 2 拡大治験を実施する治験実施機関や患者への費用支援等医師の事務負担軽減策を講ずること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

(維新の会)

意見書案 第 号

放課後児童クラブの充実を求める意見書

放課後児童クラブでは、~~就労等により保護者が昼間家庭にいない子供を対象として共働き家庭など留守家庭の小学校に就学している児童に対し、放課後等に学校の余裕教室や学校敷地内の専用施設等~~において、安全に安心して適切な遊びや生活の場を提供し、~~その~~いわゆる「小1の壁」の打破及び次代を担う人材の健全な育成を図っている。

女性の就労拡大等に伴い、放課後児童クラブの利用児童数は年々増加し、子供が安全に安心して放課後を過ごせる放課後児童クラブのニーズはますます高まっている。~~放課後に子供を預かる学童保育は~~クラブ数は、昨年5月時点で全国に約2万5千箇所ありを数え、~~447123~~万人が利用している。一方で利用できなかった児童は2018年度、約1万7千人と過去最多になった。~~り、追加的な受け皿整備が必要な状況である。~~

~~また、子供が小学校に入学すると、放課後に子供を預けておく場所がない、預ける場所はあるが就業時刻よりも早く預かり時間が終わるなどの理由により、育児と仕事の両立が困難になる、いわゆる「小1の壁」を解消するため、フルタイムで働く親の事情に合わせた開所時間の延長などの対策が必要である。~~

~~さらに、非正規雇用や常勤職員でも給与は低く、人材の確保が困難である。~~

よって、国におかれては、放課後児童クラブの更なる充実のために、下記事項に取り組まれるよう強く要望する。

記

- 1 放課後児童クラブの整備促進を着実に推進するとともに、~~「放課後子ども教室」及び「放課後児童クラブ」の国庫負担割合を引き上げること。~~
- 2 放課後児童クラブの長時間開所加算(平日分)の~~対象を拡大要件を緩和すること。~~
- 3 10人未満の小規模クラブについて、都市近郊の農村地域やオールドニュータウン等でも、山間地や漁業集落、へき地、離島で実施する場合と同様に、補助対象とすること。
- 4 放課後児童支援員等の処遇改善を図るための確実な財政措置を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

(維新の会)

意見書案 第 号

外国人等による土地の取得及び利用を制限するための早急  
な法整備を求める意見書

北海道や長崎県対馬において、外国人や外国資本による土地の取得及び利用が進行している。

~~我が国においては、外国人の土地の取得及び利用を制限するため、大正14年に外国人土地法が定められているが、制限の対象となる権利や制限の内容等について規定する政令が定められていないため、同法は事実上機能していない。~~

~~加えて、我が国は、外国人等による土地の取得及び利用を制限する権利を留保せずに世界貿易機関の「サービスの貿易に関する一般協定（以下、「GATS」という。）」への批准加盟し、時に外国人等による土地の取得及び利用を制限する権利を留保しなかったため、内外差別的な立法を行うことが原則認められていない。~~

しかしながら、GATS加盟国においても、外国人等に対する土地の取得及び利用を制限する権利を留保することにより、自国の国内法で制限することができている国も存在する。

本県においても、川西駐屯地をはじめ、自衛隊の施設を有しており、今後、自衛隊基地、米軍基地等の周辺において外国人や外国資本による土地の取得が進めば、我が国の安全保障を脅かしかねない重大な問題に発展する可能性がある。国もこうした点を認識し、国家安全保障戦略に基づき約 650 の自衛隊基地及び米軍基地周辺の土地について調査を進めているところである。

よって、国におかれては、特に安全保障に関わる土地については、外国人及び外国資本による土地の取得及び利用を制限するため、協定加盟国と協議を進め、法整備に早急に取り組むよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

(日本共産党)

意見書案 第 号

インフルエンザワクチン接種無償化感染防止対策強化とワクチン安定供給体制の充実を求める意見書

本年、インフルエンザが、2000年代-21世紀に入ってからでは患者数が最高の大規模で流行しており、死亡者も発生するなど重大な事態となっている。

流行を抑えるためには、まずは国民一人一人が咳エチケットを実践することが重要であり、その更なる普及啓発が必要である。

また、発症をある程度抑える効果や、重症化を予防する効果があるワクチン接種率を高めることが必要だが、である。ワクチン接種費用に約2,000円～6,000円という自己負担があることで接種を手控える人も少なくない。経済的事情によってワクチン接種ができないという状況をなくすことが重要である。

同時に、ワクチン卸業者から医療機関に「ワクチンが不足した昨年と同じ数量しか納入できない」、「少量しか入手できない。残りはめどが立たない」等の実態が報告されている。インフルエンザワクチンの更なる安定的な確保についても有効な手だてをとるべきである。

よって、国におかれては、国民の命と健康を守るため、国の責任において、早急に下記の事項に取り組まれるよう強く要望する。

記

- 1 インフルエンザワクチン接種の無償化及び卸価の適正化を進めること。  
インフルエンザの感染防止対策の更なる強化を図ること。
- 2 繰り返されるワクチン不足の医療機関が発生する実態・原因を分析・評価し、「脆弱なワクチン供給体制」の抜本的改善に取り組み、国が責任を持ってワクチンの更なる安定供給体制の安定構築を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

第 343 回(平成 31 年 2 月)定例会  
**会派提案意見書案等に対する態度**

【会派名：公明党・県民会議】

番号	件名	提出 会派	態度	理由
意 1	小児用筋電義手の普及に向けた対策を求める意見書	自	○	原案どおり賛同する。
意 2	適正な外国人材受入体制の確保を求める意見書	自	△	次のとおり修正すべき。 ・ 2 段落目及び記 1 は範囲の明確化等、 3 段落目は県社協が監理団体として 2 月に国から許可を受けた事実を踏まえた修文。(配付資料参照)
意 3	UR(都市再生機構)賃貸住宅ストックの活用を求める意見書	公	—	
意 4	妊婦が安心できる医療提供体制の充実を求める意見書	公	—	
意 5	拡大治験制度の抜本的な見直しを求める意見書	民	△	次のとおり修正すべき。 ・ 拡大治験制度は、倫理上の観点から未承認薬等の使用によるリスクと、期待される治療上のベネフィットのバランスを図るとともに、通常の治験に悪影響を及ぼさないようにする必要があり、現行制度の仕組みには合理性があると考え、制度の更なる周知を求める方向での修文。(配付資料参照)
意 6	放課後児童クラブの充実を求める意見書	維	○	原案どおり賛同する。 ・ 数値の一部修正あり。(配付資料参照)
意 7	外国人等による土地の取得及び利用を制限するための早急な法整備を求める意見書	維	○	原案どおり賛同する。
意 8	教職員の長時間労働是正のための施策を求める意見書	共	△	次のとおり修正すべき。 ・ 事実関係が不明確な部分や全体の趣旨から直接関連の低い記述(部活動指導員の指導内容等)の削除、修正。 (配付資料参照)

第 343 回(平成 31 年 2 月)定例会  
**会派提案意見書案等に対する態度**

【会派名：公明党・県民会議】

番号	件名	提出 会派	態度	理由
意 9	インフルエンザワクチン 接種無償化とワクチン安 定供給体制の充実を求め る意見書	共	△	次のとおり修正すべき。 ・ワクチン接種無償化は、財源も含めて 慎重に検討すべきであることから削除。 ・ワクチンの供給は、シーズン全体では 毎年製造量が使用量を上回っているが 一時的に不足することがあることから、 需要に応じた十分な供給量の確保を求 める方向での修文。 (配付資料参照)
意 10	我が国の領土・領海及び海 洋資源を守る体制整備を 求める意見書	座長	△	次のとおり修正すべき。 ・沿岸地域における警備や遺体・無人木 造船等の処理など地方自治体が要する 費用に対する財政支援を求める方向で の修文。(配付資料参照)

(備考) 「態度」欄 ○:概ね原案どおり賛成 △:修文のうえ賛成 ×:当該案に反対 ー:自会派提案  
 ※ △で修文を求める場合は、修文の具体的な文案を書面でお示し願います。



(自由民主党)

意見書案 第 号

適正な外国人材受入体制の確保を求める意見書

昨年12月8日に出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律が成立し、新たな在留資格である「特定技能」が創設されることとなった。この背景としては、我が国において、今後人口減少が予想されるとともに、既に人材不足が生じている業種が発生しており、外国人労働者の更なる活用は喫緊の課題となっていることが挙げられる。現在、上記法改正を受け、全国的に外国人材の更なる受入に向けた体制整備が進められているところである。

しかしながら、技能実習制度においては、現在、母国の紹介業者や送り出し機関への高額な手数料に起因する借金返済や受け入れ機関による不適正な制度運用、日本文化への不適応等に起因すると考えられる技能実習生の失踪や犯罪が後を絶たない。そのため、国民の中には外国人の受け入れに関し、不安や不信感を抱えている者もいる。

かかる状況下で、本県では、兵庫県社会福祉協議会 ~~内に設置するセンターを~~ が、技能実習制度における 海外の送り出し機関と施設との橋渡しをする 介護関連職種 の監理団体として 国に許可申請してから許可を受けて おり、送り出し機関や受け入れ機関の信用性の確保及び適正な外国人受け入れに向け、県も積極的に関与し、多文化共生の推進も含め、体制整備を進めているところである。

よって、国におかれては、適正な外国人受入体制の確保を図るため、下記の事項に取り組むよう強く要望する。

記

- 1 新たな外国人材受入れ制度や技能実習制度において、悪質な紹介業者等の介在を防止するとともに、受入れ機関や監理団体と送り出し機関との適正な契約の締結及び送り出し機関や受け入れ機関の信用性確保に向けた対策を講じること。
- 2 外国人が日本の風土や文化を理解し、地域社会に順応できるよう、多文化共生サポーターの増員等、地方自治体による多文化共生推進施策の実施に対し、更なる財政支援措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

(ひょうご県民連合)

意見書案 第 号

拡大治験制度の利用促進策の強化~~抜本的な見直し~~を求める意見書

2016年1月に人道的見地から実施される治験である拡大治験制度が開始された。通常の治験は、年齢や検査数値、既往症歴などの参加基準に満たないため参加できない患者も多い。拡大治験は、生命に重大な影響がある疾患の患者の救済を目的に、既存の治療法で有効なものがない場合、未承認薬等の利用を認める制度であり、欧米ではコンパッションエートユースと呼ばれ、10年以上前から実施されてきたものである。

「もう打つ手が無い。」と医師から告知された患者にとっては最後の、命の希望となる制度である。

しかし、利用はほとんど進んでいない。治験全体では毎年数百件の規模で実施されているのに対して、拡大治験は数件程度が実施されているに過ぎない。

それは、医師等医療関係者ですら拡大治験の認識度が2割程度に留まっていることや、拡大治験の手続きが実施計画の作成から治験審査委員会の承認など、利用までに長期間を要することから病院側の負担も重いことなどが原因となっている。

患者の安全性確保を重視することはもちろんのことであるが、拡大治験に参加できない、間に合わない、制度が広まらないのであれば本末転倒である。

よって、国におかれては、生命の危険に瀕している患者へ、より早く、より多くの方に、より多くの治療法を届けるために、~~国は~~拡大治験制度の利用促進策の強化~~抜本的な見直し~~を図るよう強く要望する。

記

- 1 拡大治験の利用促進に向けて、医師、患者等への制度の更なる周知~~抜本的な制度設計の見直し~~を図ること。
- 2 拡大治験を実施する治験実施機関や患者への費用支援等負担軽減策を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

(維新の会)

意見書案 第 号

### 放課後児童クラブの充実を求める意見書

放課後児童クラブでは、就労等により保護者が昼間家庭にいない子供を対象として、放課後等に学校の余裕教室や学校敷地内の専用施設等で、安全に安心して適切な遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図っている。

女性の就労拡大等に伴い、放課後児童クラブの利用児童数は年々増加し、子供が安全に安心して放課後を過ごせる放課後児童クラブのニーズはますます高まっている。放課後に子供を預かる学童保育は昨年5月時点で全国に約2万5千箇所あり、~~117~~123万人が利用している。一方で利用できなかった児童は2018年度、約1万7千人と過去最多になった。

また、子供が小学校に入学すると、放課後に子供を預けておく場所がない、預ける場所はあるが就業時刻よりも早く預かり時間が終わるなどの理由により、育児と仕事の両立が困難になる、いわゆる「小1の壁」を解消するため、フルタイムで働く親の事情に合わせた開所時間の延長などの対策が必要である。

さらに、非正規雇用や常勤職員でも給与は低く、人材の確保が困難である。

よって、国におかれては、放課後児童クラブの充実のために、下記事項に取り組みられるよう強く要望する。

#### 記

- 1 放課後児童クラブの整備促進を着実に推進するとともに、「放課後子ども教室」及び「放課後児童クラブ」の国庫負担割合を引き上げること。
- 2 放課後児童クラブの長時間開所加算（平日分）の対象を拡大すること。
- 3 10人未満の小規模クラブについて、都市近郊の農村地域やオールドニュータウン等でも、山間地や漁業集落、へき地、離島で実施する場合と同様に、補助対象とすること。
- 4 放課後児童支援員等の処遇改善を図るための確実な財政措置を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

(日本共産党)

意見書案 第 号

### 教職員の長時間労働是正のための施策を求める意見書

教職員の長時間労働が社会問題になっている。その是正は、労働条件の改善として緊急であり、また子供の教育条件として極めて大切な国民的課題であり、国が必要な対策を取り、学校を安心して働き続けられる場にすることが求められている。

国の2016年の「教員勤務実態調査」(以下「調査」という。)によれば、教員の多くは月曜から金曜まで毎日、平均12時間近く働き、~~休みのはずの~~土日も部活動等で出勤する場合があります~~あり働いており~~、精神疾患による休職者が~~増えも多く~~、過労死も後を絶たない。さらに~~1990年前後から~~、不登校の増加、いじめ問題など学校の抱える課題が増え、~~貧困と格差が広がるも~~とで、~~子育てへの不安や困難が深まり~~、保護者との関わりも複雑さを増した。こうしたもとで、教職員の負担はますます大きくならざるをえず、教員の長時間労働は限界に達している。

~~「調査」では、小学校教員は1日6時限近い授業をしているが、準備の時間は1時間17分となっており、これでは適切な教材研究ができない。1958年に制定された「公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律」における定数の考え方について、その基準となる指導時数は、1日4時限とされている。教員の長時間労働の根本的な問題は、国がこの原則を放棄し、教員の授業負担を増やしたことにある。~~

教職員は労働者であるとともに教育の専門家である。子供たちの人間形成を支える教員の専門性の発揮のためには、それにふさわしい労働条件が必要である。~~り、それは人間らしい生活のなかで保障されなければならない。よって、国におかれては、その根本的な解決~~教員の長時間労働是正のため、下記の事項に取り組みされるよう強く要望する。

#### 記

- ~~1 教員の持ち時間数の上限を、1日4時限を目安に定め、小学校で週20時限、中学校で週18時限を上限とする。そのための定数改善計画を行うこと。~~
- ~~2 1 過大な授業時数や行政研修・各種研究授業学校徴収金会計業務など「文部科学省の通知」にあるで示された事項を含め、教職員業務を抜本的に見直すこと。~~
- ~~2 スポーツ庁のガイドラインに示されている「運動部活動の休養日は週2日以上、土日のどちらか休み」を、関係団体、保護者や生徒を含む関係者の議論を通じて定着させること。新たに導入された部活動指導員は、顧問の教員と連携した過熱化の抑制、スポーツや文化の科学的知見や教育の条理をふ~~

~~まえた指導を重視すること。~~

~~4.3 教職員の働くルールを確立し、残業代を支払うこと。残業時間時間外労働の上限を~~について、働き方改革関連法案で設定した「~~週15時間、~~月45時間、年360時間以内」~~(厚生労働大臣告示)~~を原則とし、実効性ある取組を推進とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

(日本共産党)

意見書案 第 号

インフルエンザワクチン ~~接種無償化とワクチン~~ 安定供給  
体制の充実を求める意見書

本年、インフルエンザが、2000年代では最高の規模で流行しており、死亡者も発生するなど重大な事態となっている。

流行を抑えるためには、ワクチン接種率を高めることが必要だが、ワクチン接種費用に 2,000 円～6,000 円という自己負担があることで接種を手控える人も少なくない。経済的事情によってワクチン接種ができないという状況をなくすることが重要である。

同時に、ワクチン卸業者から医療機関に「ワクチンが不足した昨年と同じ数量しか納入できない」、「少量しか入手できない。残りはめどが立たない」等の実態が報告されている。インフルエンザワクチン確保についても有効な手だてをとるべきである。

よって、国におかれては、国民の命と健康を守るため、国の責任において、早急に下記の事項に取り組みられるよう強く要望する。

記

- 1 インフルエンザワクチン ~~接種の無償化及び~~卸価の適正化を進めること。
- 2 ~~繰り返されるワクチン不足の実態・原因を分析・評価し、「脆弱なワクチン供給体制」の抜本的改善に取り組み、国が責任を持ってワクチン供給体制の安定を図ること。定期予防接種及び感染症対策に必要なワクチンについて需要に応じた十分な供給量の確保を図ること。~~

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

(座 長)

意見書案 第 号

我が国の領土・領海及び海洋資源を守る体制整備を求める  
意見書

我が国は、四方を豊かな海に囲まれており、6,852の島々を有するとともに世界第6位の面積の排他的経済水域を有する海洋国家である。排他的経済水域には、多様かつ豊富な水産資源が存する他、多くのレアメタルや化石燃料が埋蔵されていると言われており、これらは、我が国民の貴重な共有財産である。

しかしながら、昨今、日本海の排他的経済水域内における北朝鮮等他国の漁船による違法操業や韓国海軍艦艇による火器管制レーダー照射、また、沿岸部における国籍不明の不審船の漂着等が数多く報道され、兵庫県においても昨年末にハンブル文字が書かれたライフジャケットを身につけた遺体や無人の木造船の発見があり、地域住民や漁業関係者の間に大きな不安が広がっている。

よって、国におかれては、豊富な海洋資源を保全し、国益を守り、国民の不安を解消するためにも、平和的な外交努力を続けるとともに、これまでの法整備及び体制強化が実効性あるものとするため、下記の事項に取り組みられるよう強く要望する。

記

- 1 排他的経済水域内に不審船や他国の違法操業船が入らぬよう警備体制を強化すること。
- 2 沿岸地域における警備体制を強化できるような遺体・無人木造船等の処理など地方自治体が要する費用に対する財政支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

第343回(平成31年2月)定例会  
**会派提案意見書案等に対する態度**

【会派名：ひょうご県民連合】

番号	件名	提出会派	態度	理由
意1	小児用筋電義手の普及に向けた対策を求める意見書	自	○	原案に賛成
意2	適正な外国人材受入体制の確保を求める意見書	自	○	原案に賛成
意3	UR（都市再生機構）賃貸住宅ストックの活用を求める意見書	公	○	概ね原案に賛成 （一部軽微な修正あり：配付資料参照）
意4	妊婦が安心できる医療提供体制の充実を求める意見書	公	○	原案に賛成
意5	拡大治験制度の抜本的な見直しを求める意見書	民		
意6	放課後児童クラブの充実を求める意見書	維	○	概ね原案に賛成 （一部軽微な修正あり：配付資料参照）
意7	外国人等による土地の取得及び利用を制限するための早急な法整備を求める意見書	維	△	次のとおり修正すべき ・我が国の安全保障上必要であることを明記する趣旨から修文 ・より重要な駐屯地名に修正 （配付資料参照）
意8	教職員の長時間労働是正のための施策を求める意見書	共	△	次のとおり修文すべき ・教員の持ち時間数の上限時間を明記することには賛同できないため修文及び表現の修正（配付資料参照）
意9	インフルエンザワクチン接種無償化とワクチン安定供給体制の充実を求める意見書	共	○	概ね原案に賛成 ・ （一部軽微な修正あり：配付資料参照）
意10	我が国の領土・領海及び海洋資源を守る体制整備を求める意見書	座長	○	原案に賛成

(備考) 「態度」欄 ○:概ね原案どおり賛成 △:修文のうえ賛成 ×:当該案に反対 ー:自会派提案  
 ※ △で修文を求める場合は、修文の具体的な文案を書面でお示し願います。



○ (賛成)

(自由民主党)

意見書案 第 号

小児用筋電義手の普及に向けた対策を求める意見書

小児用筋電義手は、障害児が日常生活や社会生活を営む上ばかりでなく、情操等の涵養に不可欠な様々なレクリエーションやアクティビティに参加する上で必要となるものである。また、子供の頃から筋電義手に使うのに慣れておけば、将来の活動の選択肢が広がることが期待される。

しかしながら、欧米では、筋電義手の占める割合が義手全体の約7割を占める国もあるのに対し、日本では僅か数%程度とその普及は進んでおらず、小児用についても、ほとんど普及していないと言われている。その理由としては、購入価格が概ね150万円以上と非常に高価であり、成長に応じた修理にかかる費用も高額であること、また、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく公的補助制度も存在するが、同制度は日常生活や社会生活を営む上で必要不可欠なものに限定しており、筋電義手を試用する機会が限られている中で、その証明が困難であることやレクリエーションやアクティビティは日常生活とは認められていないこと、対応可能な医療従事者や適切な訓練施設が限られていること、「なくても生活できる」といった意識が強いこと等が挙げられている。

欧米には、古くから先天的に上肢欠損の障害を抱える乳児に対し、筋電義手の製作が経済的に保障されたり、出産直後からの長期の支援プログラムに筋電義手を組み込んだりするなど、小児筋電義手活用に向けた支援体制が充実している国もある。また、平成26年1月には、我が国も、障害者の「文化的な生活、レクリエーション、余暇及びスポーツへの参加」を規定する障害者権利条約を批准している。

よって、国におかれては、小児用筋電義手の普及に向け、下記の事項に取り組まれるよう強く要望する。

記

- 1 訓練用のものを含め、小児用筋電義手の特例補装具の申請手続きの負担及び自己負担額を軽減すること。
- 2 文化的な生活、レクリエーション、余暇及びスポーツへの参加に必要な小児用筋電義手に対する公的補助制度を創設すること。
- 3 安価な国産筋電義手の研究開発を促進すること。
- 4 小児用筋電義手の使用について、医療関係者等によるサポート体制の充実を図ること。
- 5 小児用筋電義手の適切な訓練施設の整備を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

○ (賛成)

(自由民主党)

意見書案 第 号

適正な外国人材受入体制の確保を求める意見書

昨年12月8日に出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律が成立し、新たな在留資格である「特定技能」が創設されることとなった。この背景としては、我が国において、今後人口減少が予想されるとともに、既に人材不足が生じている業種が発生しており、外国人労働者の更なる活用は喫緊の課題となっていることが挙げられる。現在、上記法改正を受け、全国的に外国人材の更なる受入に向けた体制整備が進められているところである。

しかしながら、現在、母国の紹介業者や送り出し機関への高額な手数料に起因する借金返済や受け入れ機関による不適正な制度運用、日本文化への不適応等に起因すると考えられる技能実習生の失踪や犯罪が後を絶たない。そのため、国民の中には外国人の受け入れに関し、不安や不信感を抱えている者もいる。

かかる状況下で、本県では、社会福祉協議会内に設置するセンターを海外の送り出し機関と施設との橋渡しをする介護関連の監理団体として国に許可申請しており、送り出し機関や受け入れ機関の信用性の確保及び適正な外国人受け入れに向け、県も積極的に関与し、多文化共生の推進も含め、体制整備を進めているところである。

よって、国におかれては、適正な外国人受入体制の確保を図るため、下記の事項に取り組むよう強く要望する。

記

- 1 悪質な紹介業者等の介在を防止するとともに、監理団体と送り出し機関との適正な契約の締結及び送り出し機関や受け入れ機関の信用性確保に向けた対策を講じること。
- 2 外国人が日本の風土や文化を理解し、地域社会に順応できるよう、多文化共生サポーターの増員等、地方自治体による多文化共生推進施策の実施に対し、更なる財政支援措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

○ (賛成)

(公明党・県民会議)

意見書案 第 号

UR (都市再生機構) 賃貸住宅ストックの活用を求める  
意見書

URの賃貸住宅の設備は、全国的に老朽化してきており、居住者の高齢化も進んでいる。このため、高齢者向け優良賃貸住宅の家賃減額の継続や修繕など居住者の負担軽減に向けた対策などが求められてきた。

平成31年度の国の予算案には、20年間の家賃減額期間の終了時に現に居住する高齢者については、退去するまで家賃減額を延長することやバリアフリー改修に係る補助率の引き上げなどが計上されている。

また、UR賃貸住宅ストックを将来にわたって国民共有の貴重な地域資源として活かし続けるため、2033年度までの活用の方向性を定める「UR賃貸住宅ストック活用・再生ビジョン」が策定され、高齢者、子育て世帯等への住宅セーフティネットとしての役割の充実が一層求められている。

よって、国におかれては、UR賃貸住宅団地が理想とする、多様な世代にとって生き生きと暮らし続けられる住まい・まちの実現を図るため、下記事項に取り組みられるよう強く要望する。

記

- 1 URが目標とする、2033年度までに250団地程度の地域医療福祉拠点の整備を着実に進めること。
- 2 団地の役割・機能を多様化し、地域へ開かれた団地とするため、高齢者や子育て支援施設等の整備を進めること。
- 3 移動等に伴う転倒の防止やヒートショック対策、外出したくなる環境を備えた「健康寿命サポート住宅」の供給を拡充すること。
- 4 UR賃貸住宅ストックの活用にあたっては、地方公共団体や地域関係者との連携を図るとともに、住民の意見を丁寧に聞き取り居住の安定確保を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

○ (賛成)

(公明党・県民会議)

意見書案 第 号

妊婦が安心できる医療提供体制の充実を求める意見書

妊婦は診断が難しい疾患や合併症に見舞われる頻度が高く、胎児の発育に悪影響を与える医薬品もあり、診療には特別な注意が必要とされる。中には、妊婦の外来診療について積極的でない医療機関が存在していたことから、妊娠の継続や胎児に配慮した適切な診療を評価するため、平成 30 年度診療報酬改定において妊婦加算が新設された。

しかし、妊婦加算について、関係者に十分な説明がないまま実施されたことや、投薬を伴わないコンタクトレンズの処方に加算するなど、運用上の問題が指摘されている。加えて、妊婦が安心して外来診療を受けられる体制が整備されないまま、妊婦であるというだけで一律に加算されることについては、少子化対策の観点からも問題がある。

こうした指摘を受け、厚生労働省では昨年 12 月に平成 31 年 1 月 1 日からの妊婦加算の凍結を告示するとともに、改めて、中央社会保障医療審議会で、妊婦が安心できる医療提供体制の充実や健康管理の推進を含めた総合的な支援を議論することとした。

よって、国におかれては、妊婦が安心して医療を受けられる体制の構築のため、下記事項に取り組まれるよう強く要望する。

記

- 1 医療現場において、妊婦が安心して外来診療を受けられるよう、特有の合併症や疾患、投薬の注意などについて、医師の教育や研修の体制を整備すること。
- 2 保健や予防の観点を含め、妊婦自身が、特有の合併症や疾患、投薬の注意などについて、予め知識を得ることができるようにすること。
- 3 妊婦加算の見直しに当たっては、妊婦が加算分を自己負担することの影響にも十分配慮しつつ、開かれた国民的議論を行うこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

○ (賛成)

(維新の会)

意見書案 第 号

放課後児童クラブの充実を求める意見書

放課後児童クラブでは、就労等により保護者が昼間家庭にいない子供を対象として、放課後等に学校の余裕教室や学校敷地内の専用施設等で、安全に安心して適切な遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図っている。

女性の就労拡大等に伴い、放課後児童クラブの利用児童数は年々増加し、子供が安全に安心して放課後を過ごせる放課後児童クラブのニーズはますます高まっている。放課後に子供を預かる学童保育は昨年5月時点で全国に約2万5千箇所あり、~~117~~123万人が利用している。一方で利用できなかった児童は2018年度、約1万7千人と過去最多になった。

また、子供が小学校に入学すると、放課後に子供を預けておく場所がない、預ける場所はあるが就業時刻よりも早く預かり時間が終わるなどの理由により、育児と仕事の両立が困難になる、いわゆる「小1の壁」を解消するため、フルタイムで働く親の事情に合わせた開所時間の延長などの対策が必要である。

さらに、放課後児童支援員は、非正規雇用や常勤職員でも給与は低く、人材の確保が困難である。

よって、国におかれては、放課後児童クラブの充実のために、下記事項に取り組まれるよう強く要望する。

記

- 1 放課後児童クラブの整備促進を着実に推進するとともに、「放課後子ども教室」及び「放課後児童クラブ」の国庫負担割合を引き上げること。
- 2 放課後児童クラブの長時間開所加算（平日分）の対象を拡大すること。
- 3 10人未満の小規模クラブについて、都市近郊の農村地域やオールドニュータウン等でも、山間地や漁業集落、へき地、離島で実施する場合と同様に、補助対象とすること。
- 4 放課後児童支援員等の処遇改善を図るための確実な財政措置を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

△ (修文)

(維新の会)

意見書案 第 号

我が国の安全保障上重要な土地の外国人等による~~土地~~の取得及び利用を制限するための早急な法整備を求める意見書

北海道や長崎県対馬において、外国人や外国資本による土地の取得及び利用が進行している。

我が国においては、外国人の土地の取得及び利用を制限するため、大正 14 年に外国人土地法が定められているが、制限の対象となる権利や制限の内容等について規定する政令が定められていないため、同法は事実上機能していない。

加えて、我が国は、外国人等による土地の取得及び利用を制限する権利を留保せずに世界貿易機関の「サービスの貿易に関する一般協定（以下、「GATS」という。）」に加盟し、内外差別的な立法を行うことが原則認められていない。

しかしながら、GATS加盟国においても、外国人等に対する土地の取得及び利用を制限する権利を留保することにより、自国の国内法で制限することができている国も存在する。

本県においても、川西伊丹駐屯地をはじめ、自衛隊の施設を有しており、今後、自衛隊基地、米軍基地等の周辺において外国人や外国資本による土地の取得が進めば、我が国の安全保障を脅かしかねない重大な問題に発展する可能性がある。国もこうした点を認識し、国家安全保障戦略に基づき約 650 の自衛隊基地及び米軍基地周辺の土地について調査を進めているところである。

よって、国におかれては、我が国の安全保障上重要な土地の外国人及び外国資本による土地の取得及び利用を制限するため、協定加盟国と協議を進め、法整備に早急に取り組むよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

△ (修文)

(日本共産党)

意見書案 第 号

教職員の長時間労働是正のための施策を求める意見書

教職員の長時間労働が社会問題になっている。その是正は、労働条件の改善として緊急であり、また子供の教育条件として極めて大切な国民的課題であり、国が必要な対策を取り、学校を安心して働き続けられる場にすることが求められている。

国の2016年の「教員勤務実態調査」(以下「調査」)によれば、教員は月曜から金曜まで毎日、平均12時間近く働き、休みのはずの土日にも働いており、精神疾患による休職者が増えや、過労死も後を絶たない。さらに1990年前後から、不登校の増加、いじめ問題など学校の抱える課題が増え、貧困と格差が広がるもとで、子育てへの不安や困難が深まり、保護者との関わりも複雑さを増した。こうしたもとで、教職員の負担はますます大きくならざるをえず、教員の長時間労働は限界に達している。

「調査」では、小学校教員は1日6時限近い授業をしているが、準備の時間は1時間17分となっており、これでは適切な教材研究ができない。1958年に制定された「公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律」における定数の考え方について、その基準となる指導時数は、1日4時限とされている。教員の長時間労働の根本的な問題は、国がこの原則を放棄し、教員の授業負担を増やしたことにある。

教職員は労働者であるとともに教育の専門家である。子供たちの人間形成を支える教員の専門性の発揮のためには、それにふさわしい労働条件が必要であり、それは人間らしい生活のなかで保障されなければならない。その根本的な解決のため、下記の事項に取り組みられるよう強く要望する。

記

- 1 教員の持ち時間数の上限を、1日4時限を目安に定め、小学校で週20時限、中学校で週18時限を上限とする。そのための定数改善計画を行うについて検討すること。
- 2 過大な授業時数や行政研修・各種研究授業など「文科省通知」にある事項を含め、教職員業務を抜本的に見直すこと。
- 3 スポーツ庁ガイドラインに示されている「休養日は週2日以上、土日のどちらか休み」を、関係団体、保護者や生徒を含む関係者の議論を通じて定着させること。新たに導入された部活動指導員は、顧問の教員と連携した過熱化の抑制、スポーツや文化の科学的知見や教育の条理をふまえた指導を重視すること。

- 4 教職員の働くルールを確立し、残業代を支払うこと。残業時間の上限を「週 15 時間、月 45 時間、年 360 時間以内」（厚生労働大臣告示）とすること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。



○ (賛成)

(日本共産党)

意見書案 第 号

インフルエンザワクチン接種無償化とワクチン安定供給  
体制の充実を求める意見書

本年、インフルエンザが、2000年代では最高の規模で流行しており、死亡者も発生するなど重大な事態となっている。

流行を抑えるためには、ワクチン接種率を高めることが必要だが、ワクチン接種費用に 2,000 円～6,000 円という自己負担があることで接種を手控える人も少なくない。経済的事情によってワクチン接種ができないという状況をなくすることが重要である。

同時に、ワクチン卸業者から医療機関に「ワクチンが不足した昨年と同じ数量しか納入できない」、「少量しか入手できない。残りはめどが立たない」等の実態が報告されている。インフルエンザワクチン確保についても有効な手だてをとるべきである。

国民の命と健康を守るため、国の責任において、早急に下記の事項に取り組まれるよう強く要望する。

記

- 1 インフルエンザワクチン接種の無償化について低所得者への助成措置を講じることや及び卸価の適正低減化を進めること。
- 2 繰り返されるワクチン不足の実態・原因を分析・評価し、「脆弱なワクチン供給体制」の抜本的改善に取り組み、国が責任を持ってワクチン供給体制の安定を図ること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

○ (賛成)

(座 長)

意見書案 第 号

我が国の領土・領海及び海洋資源を守る体制整備を求める  
意見書

我が国は、四方を豊かな海に囲まれており、6,852の島々を有するとともに世界第6位の面積の排他的経済水域を有する海洋国家である。排他的経済水域には、多様かつ豊富な水産資源が存する他、多くのレアメタルや化石燃料が埋蔵されていると言われており、これらは、我が国民の貴重な共有財産である。

しかしながら、昨今、日本海の排他的経済水域内における北朝鮮等他国の漁船による違法操業や韓国海軍艦艇による火器管制レーダー照射、また、沿岸部における国籍不明の不審船の漂着等が数多く報道され、兵庫県においても昨年末にハンブル文字が書かれたライフジャケットを身につけた遺体や無人の木造船の発見があり、地域住民や漁業関係者の間に大きな不安が広がっている。

よって、国におかれては、豊富な海洋資源を保全し、国益を守り、国民の不安を解消するためにも、平和的な外交努力を続けるとともに、これまでの法整備及び体制強化が実効性あるものとするため、下記の事項に取り組まれるよう強く要望する。

記

- 1 排他的経済水域内に不審船や他国の違法操業船が入らぬよう警備体制を強化すること。
- 2 沿岸地域における警備体制を強化できるよう 都道府県警察及び地方自治体に対する財政支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

第 343 回(平成 31 年 2 月)定例会  
**会派提案意見書案等に対する態度**

【会派名：維新の会】

番号	件名	提出 会派	態度	理由
意 1	小児用筋電義手の普及に向けた対策を求める意見書	自	△	次のとおり修正すべき。 ・本県の取組も追記。 (配布資料参照)
意 2	適正な外国人材受入体制の確保を求める意見書	自	○	原案どおり賛同する。
意 3	UR(都市再生機構)賃貸住宅ストックの活用を求める意見書	公	○	原案どおり賛同する。
意 4	妊婦が安心できる医療提供体制の充実を求める意見書	公	○	原案どおり賛同する。
意 5	拡大治験制度の抜本的な見直しを求める意見書	民	○	原案どおり賛同する。
意 6	放課後児童クラブの充実を求める意見書	維	—	—
意 7	外国人等による土地の取得及び利用を制限するための早急な法整備を求める意見書	維	—	—
意 8	教職員の長時間労働是正のための施策を求める意見書	共	△	次のとおり修正すべき。 ・教員の負担軽減に資するICT機器の導入促進を追記。(配布資料参照)
意 9	インフルエンザワクチン接種無償化とワクチン安定供給体制の充実を求める意見書	共	△	次のとおり修正すべき。 ・無償化ではなく、負担軽減等によるワクチン接種の促進に変更。 (配布資料参照)
意 10	我が国の領土・領海及び海洋資源を守る体制整備を求める意見書	座長	○	原案どおり賛同する。

(備考) 「態度」欄 ○:概ね原案どおり賛成 △:修正のうえ賛成 ×:当該案に反対 —:自会派提案  
 ※ △で修正を求める場合は、修正の具体的な文案を書面でお示し願います。

(自由民主党)

意見書案 第 号

### 小児用筋電義手の普及に向けた対策を求める意見書

小児用筋電義手は、障害児が日常生活や社会生活を営む上ばかりでなく、情操等の涵養に不可欠な様々なレクリエーションやアクティビティに参加する上で必要となるものである。また、子供の頃から筋電義手に使うのに慣れておけば、将来の活動の選択肢が広がることが期待される。本県でも子どもの筋電義手の訓練に対応できる全国でも数少ない施設である県立リハビリテーション中央病院で、全国から筋電義手を望まれるお子さんを受け入れている。また、ふるさと寄付金を財源とし、小児筋電義手バンクへの応援プロジェクトを実施し、小児筋電義手の確保、小児筋電義手の貸出、他の訓練施設との連携や国産筋電義手の開発支援等を行っている。

しかしながら、欧米では、筋電義手の占める割合が義手全体の約7割を占める国もあるのに対し、日本では僅か数%程度とその普及は進んでおらず、小児用についても、ほとんど普及していないと言われている。その理由としては、購入価格が概ね150万円以上と非常に高価であり、成長に応じた修理にかかる費用も高額であること、また、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく公的補助制度も存在するが、同制度は日常生活や社会生活を営む上で必要不可欠なものに限定しており、筋電義手を試用する機会が限られている中で、その証明が困難であることやレクリエーションやアクティビティは日常生活とは認められていないこと、対応可能な医療従事者や適切な訓練施設が限られていること、「なくても生活できる」といった意識が強いこと等が挙げられている。

欧米には、古くから先天的に上肢欠損の障害を抱える乳児に対し、筋電義手の製作が経済的に保障されたり、出産直後からの長期の支援プログラムに筋電義手を組み込んだりするなど、小児筋電義手活用に向けた支援体制が充実している国もある。また、平成26年1月には、我が国も、障害者の「文化的な生活、レクリエーション、余暇及びスポーツへの参加」を規定する障害者権利条約を批准している。

よって、国におかれては、小児用筋電義手の普及に向け、下記事項に取り組まれるよう強く要望する。

#### 記

- 1 訓練用のものを含め、小児用筋電義手の特例補装具の申請手続きの負担及び自己負担額を軽減すること。

- 2 文化的な生活、レクリエーション、余暇及びスポーツへの参加に必要な小児用筋電義手に対する公的補助制度を創設すること。
  - 3 安価な国産筋電義手の研究開発を促進すること。
  - 4 小児用筋電義手の使用について、医療関係者等によるサポート体制の充実に努めること。
  - 5 小児用筋電義手の適切な訓練施設の整備を進めること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

(日本共産党)

意見書案 第 号

教職員の長時間労働是正のための施策を求める意見書

教職員の長時間労働が社会問題になっている。その是正は、労働条件の改善として緊急であり、また子どもの教育条件としてきわめて大切な国民的課題であり、国が必要な対策を取り、学校を安心して働き続けられる場にするのが求められている。

国の2016年の「教員勤務実態調査」(以下「調査」)によれば、教員は月曜から金曜まで毎日、平均12時間ちかく働き、休みのはずの土日も働いており、精神疾患による休職者が増え、過労死もあとをたたない。さらに1990年前後から、不登校の増加、いじめ問題など学校のかかえる課題が増え、貧困と格差が広がるもとので、子育てへの不安や困難が深まり、保護者との関わりも複雑さを増した。こうしたもとので、教職員の負担はますます大きくならざるをえず、教員の長時間労働は限界に達している。

「調査」では、小学校教員は1日6時限近い授業をしているが、準備の時間は1時間17分となっており、これでは適切な教材研究ができない。教員の長時間労働の根本的な問題は、都市化や核家族化の進行等を背景に、家庭や地域の教育力の低下やグローバル化の進展により、学校現場や教員に過度の期待が寄せられていることにある。

教職員は労働者であるとともに教育の専門家である。子どもたちの人間形成を支える教員の専門性の発揮のためには、それにふさわしい労働条件が必要であり、それは人間らしい生活のなかで保障されなければならない。その根本的な解決のため、以下求めるものである。

記

1. 過大な授業時数や行政研修・各種研究授業など「文科省通知」にある事項を含め、教職員業務を抜本的に見直すこと。
2. スポーツ庁ガイドラインに示されている「休養日は週2日以上、土日のどちらか休み」を、関係団体、保護者や生徒を含む関係者の議論を通じて定着させること。新たに導入された部活動指導員は、顧問の教員と連携した過熱化の抑制、スポーツや文化の科学的知見や教育の条理をふまえた指導を重視すること。
3. 教職員の働くルールを確立し、残業代を支払うこと。残業時間の上限を「週15時間、月45時間、年360時間以内」(厚生労働大臣告示)とすること。

4. 教員の負担軽減につながる ICT 機器導入時の財政的支援の拡充を図ること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

(日本共産党)

意見書案 第 号

インフルエンザワクチン接種の促進とワクチン安定供給体制の充実を求める意見書

本年、インフルエンザが、2000年代では最高の規模で流行しており、死亡者も発生するなど重大な事態となっている。

流行をおさえるためには、ワクチン接種率を高めることが必要だが、ワクチン接種費用に2000円～6000円という自己負担があることで接種を手控える人も少なくない。経済的事情によってワクチン接種ができないという状況をなくし、促進することが感染を予防する観点からも重要である。

同時に、ワクチン卸業者から医療機関に「ワクチンが不足した昨年と同じ数量しか納入できない」、「少量しか入手できない。残りはめどが立たない」等の実態が報告されている。インフルエンザワクチン確保についても有効な手立てをとるべきである。

国民の命と健康を守るため、国の責任で以下の対策を早急に行うことを求めるものである。

記

- 1、インフルエンザワクチン接種の自己負担額の軽減を図り、ワクチン接種を促進する啓発活動に一層努めること。
- 2、繰り返されるワクチン不足の実態・原因を分析・評価し、「脆弱なワクチン供給体制」の抜本的改善に取り組み、国が責任を持ってワクチン供給体制の安定をはかること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。



第 343 回(平成 31 年 2 月)定例会  
**会派提案意見書案等に対する態度**

【会派名：日本共産党】

番号	件名	提出会派	態度	理由
意 1	小児用筋電義手の普及に向けた対策を求める意見書	自	○	
意 2	適正な外国人材受入体制の確保を求める意見書	自	×	外国人労働者がきわめて不安定な状態におかれている実態が解決しないまま、4月から新制度を強行することに、反対しており、そうした内容を改善するものではないため。
意 3	UR（都市再生機構）賃貸住宅ストックの活用を求める意見書	公	△	「UR賃貸住宅ストック活用・再生ビジョン」には、再生の名のもとに、集約・削減の方向が堅持されており、当事者たちからも賛否があるので、その部分を削除する。修文は別紙。
意 4	妊婦が安心できる医療提供体制の充実を求める意見書	公	△	妊婦加算については、国民的批判があり、凍結されたので、記3は削除する。
意 5	拡大治験制度の抜本的な見直しを求める意見書	民	△	活用がすすんでいないのは、安全性の担保や、法律に基づいていないことなどもあると考えられる。これが「混合診療」をすすめるものにならないようにする必要もあると考えるので、別紙のように修文。
意 6	放課後児童クラブの充実を求める意見書	維	○	
意 7	外国人等による土地の取得及び利用を制限するための早急な法整備を求める意見書	維	○	
意 8	教職員の長時間労働是正のための施策を求める意見書	共	—	
意 9	インフルエンザワクチン接種無償化とワクチン安定供給体制の充実を求める意見書	共	—	

第 343 回(平成 31 年 2 月)定例会  
会派提案意見書案等に対する態度

【会派名：日本共産党】

番号	件名	提出 会派	態度	理由
意 10	我が国の領土・領海及び海洋資源を守る体制整備を求める意見書	座長	△	韓国海軍艦艇による火器管制レーダー照射は、韓国が認めておらず、日本政府も協議うちきりとしているので、その部分を削除。ほか文言上の軽微な修文。修文は別紙。

(備考) 「態度」欄 ○:概ね原案どおり賛成 △:修文のうえ賛成 ×:当該案に反対 ー:自会派提案  
※ △で修文を求める場合は、修文の具体的な文案を書面でお示し願います。

(公明党・県民会議)

意見書案 第 号

UR（都市再生機構）賃貸住宅ストックの活用を求める  
意見書

URの賃貸住宅の設備は、全国的に老朽化してきており、居住者の高齢化も進んでいる。このため、高齢者向け優良賃貸住宅の家賃減額の継続や修繕など居住者の負担軽減に向けた対策などが求められてきた。

平成31年度の国の予算案には、20年間の家賃減額期間の終了時に現に居住する高齢者については、退去するまで家賃減額を延長することやバリアフリー改修に係る補助率の引き上げなどが計上されている。

また、UR賃貸住宅は、ストックを将来にわたって国民共有の貴重な地域資源として活かし続け、~~るため、2033年度までの活用の方向性を定める「UR賃貸住宅ストック活用・再生ビジョン」が策定され、~~高齢者、子育て世帯等への住宅セーフティネットとしての役割の充実が一層求められている。

よって、国におかれては、UR賃貸住宅団地が理想とする、多様な世代にとって生き生きと暮らし続けられる住まい・まちの実現を図るため、下記事項に取り組みられるよう強く要望する。

記

- 1 URが目標とする、2033年度までに250団地程度の地域医療福祉拠点の整備を着実に進めること。
- 2 団地の役割・機能を多様化し、地域へ開かれた団地とするため、高齢者や子育て支援施設の整備を進めること。
- 3 移動等に伴う転倒の防止やヒートショック対策、外出したくなる環境を備えた「健康寿命サポート住宅」の供給を拡充すること。
- 4 UR賃貸住宅ストックの活用にあたっては、地方公共団体や地域関係者との連携を図るとともに、住民の意見を丁寧に聞き取り居住の安定確保を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

(公明党・県民会議)

意見書案 第 号

妊婦が安心できる医療提供体制の充実を求める意見書

妊婦は診断が難しい疾患や合併症に見舞われる頻度が高く、胎児の発育に悪影響を与える医薬品もあり、診療には特別な注意が必要とされる。中には、妊婦の外来診療について積極的でない医療機関が存在していたことから、妊娠の継続や胎児に配慮した適切な診療を評価するため、平成 30 年度診療報酬改定において妊婦加算が新設された。

しかし、妊婦加算について、関係者に十分な説明がないまま実施されたことや、投薬を伴わないコンタクトレンズの処方に加算するなど、運用上の問題が指摘されている。加えて、妊婦が安心して外来診療を受けられる体制が整備されないまま、妊婦であるというだけで一律に加算されることについては、少子化対策の観点からも問題がある。

こうした指摘を受け、厚生労働省では昨年 12 月に平成 31 年 1 月 1 日からの妊婦加算の凍結を告示するとともに、改めて、中央社会保障医療審議会で、妊婦が安心できる医療提供体制の充実や健康管理の推進を含めた総合的な支援を議論することとした。

よって、国におかれては、妊婦が安心して医療を受けられる体制の構築のため、下記事項に取り組まれるよう強く要望する。

記

- 1 医療現場において、妊婦が安心して外来診療を受けられるよう、特有の合併症や疾患、投薬の注意などについて、医師の教育や研修の体制を整備すること。
- 2 保健や予防の観点を含め、妊婦自身が、特有の合併症や疾患、投薬の注意などについて、予め知識を得ることができるようにすること。
- 3 ~~妊婦加算の見直しに当たっては、妊婦が加算分を自己負担することの影響にも十分配慮しつつ、開かれた国民的議論を行うこと。~~

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

(ひょうご県民連合)

意見書案 第 号

拡大治験制度の抜本的な見直しを求める意見書

2016年1月に人道的見地から実施される治験である拡大治験制度が開始された。通常の治験は、年齢や検査数値、既往症歴などの参加基準に満たないため参加できない患者も多い。拡大治験は、生命に重大な影響がある疾患の患者の救済を目的に、既存の治療法で有効なものがない場合、未承認薬等の利用を認める制度であり、欧米ではコンパッションエートユースと呼ばれ、10年以上前から実施されてきたものである。

「もう打つ手が無い。」と医師から告知された患者にとっては最後の、命の希望となる制度である。

しかし、利用はほとんど進んでいない。治験全体では毎年数百件の規模で実施されているのに対して、拡大治験は数件程度が実施されているに過ぎない。

それは、医師等医療関係者ですら拡大治験の認識度が2割程度に留まっていることや、**制度が法律にもとづいていないこと、安全に対する担保がないこと**、拡大治験の手続きが実施計画の作成から治験審査委員会の承認など、利用までに長期間を要することから病院側の負担も重いことなどが原因となっている。

**一方、この制度が「混合診療」をすすめるものにならないか、医療関係者からも懸念の声が寄せられている。**

~~患者の安全性確保を重視することはもちろんのことであるが、拡大治験に参加できない、間に合わない、制度が広まらないのであれば本末転倒である。~~

生命の危険に瀕している患者へ、より早く、より多くの方に、より多くの治療法を届けるために、国は拡大治験制度の抜本的な見直しを図るよう強く要望する。

記

- 1 拡大治験の**利用について促進に向けて、抜本的な法整備など検討すること**制度設計の見直しを図ること。
- 2 拡大治験を実施する治験実施機関や患者への費用支援等負担軽減策を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

(座 長)

意見書案 第 号

我が国の領土・領海及び海洋資源を守る体制整備を求める  
意見書

我が国は、四方を豊かな海に囲まれており、6,852の島々を有するとともに世界第6位の面積の排他的経済水域を有する海洋国家である。排他的経済水域には、多様かつ豊富な水産資源が存する他、多くのレアメタルや化石燃料が埋蔵されていると言われており、これらは、我が国民の貴重な共有財産である。

しかしながら、昨今、日本海の排他的経済水域内における北朝鮮等他国の漁船による違法操業や韓国海軍艦艇による火器管制レーダー照射、また、沿岸部における国籍不明の不審船の漂着等が数多く報道され、兵庫県においても昨年末にハンブル文字が書かれたライフジャケットを身につけた遺体や無人の木造船の発見があり、地域住民や漁業関係者の間に大きな不安が広がっている。

よって、国におかれては、豊富な海洋資源を保全し、国益を守り、国民の不安を解消するためにも、平和的な外交努力を続けるとともに、これまでの法整備及び体制強化が実効性あるものとするため、下記の事項に取り組みられるよう強く要望する。

記

- 1 排他的経済水域内に不審船や他国の違法操業船が入らぬよう警備体制を強化すること。
- 2 沿岸地域における警備体制整備などの強化できるよう地方自治体に対する財政支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。